

大坂の陣後の復興と玉造地区の武家地転換をめぐる——高津屋史料の紹介をかねて——

大澤 研一

要旨 慶長二十年（一六一五）の大坂夏の陣は、近世大坂の町の成立を考えるうえで一つの大きな画期となった。しかし、その後の復興の過程については関連史料が少なく、詳しい状況はわかっていなかった。最近確認した高津屋の記録は天明六年（一七八六）のものであるが、高津屋が元和六年（一六二〇）にかけて上町の町割りをおこなったこと、大坂城外曲輪の堀を埋めた後の土地を開発したという復興の具体にかかわる記述があるほか、復興後、町家としての利用のなかった土地を支配し続け、そのなかから大坂城定番や大坂役人衆の屋敷として収公されていく土地のあったことをその場所を書きあげて記している。こうした特定の町人が大坂の町の復興にかかわった事例はこれまで知られておらず、また復興した土地がその後利用されていく様子を伝えたこの史料はたいへん貴重なものとして評価できる。本稿ではこの史料を全文翻刻し、今後の活用に供するほか、本史料のもつ歴史的意义を明らかにしようとしたものである。

はじめに

慶長二十年（一六一五）五月七日、大坂夏の陣によって豊臣秀吉が築城した大坂城は落城し、大坂の町もその戦火により荒廃した。徳川家康は早速、自らの外孫である松平忠明を大坂復興の責任者として任じ、同年（のち元和元年）六月、忠明は天満・船場の町地子五千石ほかを知行として与えられて大坂へ入部した。忠明は在坂期間が元和五年までと短かったせい
か、彼の事蹟に関する確かな史料はほとんど伝わらず、その間の具体的な復興の過程についてもよくわかっていないのが実状である¹⁾。

そうしたなかでこのたび、作成年代は十八世紀後半に下るものの、大坂の陣後における町の復興、および玉造地区の武家地への転換過程をうかがうことのできる史料を確認することができた。そこで、本稿ではその史料を全文翻刻して内容を紹介するとともに、十七世紀における徳川時代の大坂の町の復興とその変容過程の一端を明らかにしたいと思う。

一 「乍恐御願奉申上候」の翻刻と概要

当該の史料は天明六年（一七八六）十一月十八日に作成された、玉造平

野口町年寄の高津屋吉右衛門による「乍恐御願奉申上候」(以下、本史料)である。まずはその翻刻を掲げる(闕字・台頭は残した。なお便宜、囲み数字をふった)。

乍恐御願奉申上候

玉造平野口町年寄

高津屋吉右衛門

先年御役屋鋪地面御用相勤候者ニ御座候、当時困窮仕候ニ付御拝借之御願

一、私七代以前先祖吉右衛門儀、大坂御陣御平均之後、被為 御召出、

上町分町割仕候様被為 仰付、御上意請町割仕差上申候、其節町

場打余り地其外御陣場跡・御外曲輪御堀埋跡等被 下置開発仕候

処、高四百石余御座候、然ル処右開発地之内先年御城代様御屋敷

并御定番様御組其外御地役様方御役屋鋪地之御用被為 仰付、当

時減少仕、高式百石余相統支配仕、吉右衛門肝煎地と相唱罷在候

御事、

一、台徳院様御上洛之御時、先祖吉右衛門被為 御召出、大坂町廻り神

社仏閣御案内仕候様被為 仰付相勤申候、其節為 御褒美御毛氈

被 下置、難有頂戴仕候御事、

一、先祖吉右衛門儀、大坂惣年寄役儀被為 仰付難有相勤申候処、病

身ニ付役儀御免奉願上、夫々私祖父迄本式拾八町年寄相勤罷在候

御事、

一、右開発依頼御用地相勤候高反別乍恐左ニ奉申上候、

①高四石九斗七升八合

聚楽町南裏

是ハ寛文八申年御藏方御同心様御屋敷地御用為 仰付、奉

差上候、

②高七石

上堺町南裏

是ハ寛永年中阿部備中守様御屋鋪地御用被為 仰付、奉差

上候、

③高壹斗五升四合

山家屋町北裏

右同断

④高式斗三升壹合

仁右衛門町西裏

右同断

⑤高四石九斗八升

玉造 算用曲輪東南之下

是ハ承応三年保科弾正忠様御与力様屋鋪地御用被為 仰

付、奉差上候、

⑥高式石八斗壹升九合

森村北之堀端

右同断

⑦高四石六斗壹升三合

鈴木町南裏

此反別四反四畝十歩

是ハ貞享元子年万年長十郎様御代官御屋鋪地御用被為 仰

付、奉差上候、

⑧高式石九斗三升式合

此反別式反三畝十歩

是ハ元禄十式卯年御破損方御同心様御屋敷地御用被為 仰

付奉差上候、

⑨高壹石八斗五升六合

此反別式反三畝式歩

是ハ元禄十式卯年御具足御奉行様御屋敷地御用被為 仰付

奉差上候、

右之分八延宝五巳年青山大膳亮様御檢地帳面ヲ以御用地相勤候
諸書記在之候御事、

⑩高拾壹石七升

此反別壹町壹反壹畝拾九步

是八鈴木三郎九郎様御代官之御時、慶安貳丑年曾我丹波守

様・松平隼人正様御勤役之御時御改之上御金御奉行様・御

具足御奉行様御同心様御屋敷地御用被為 仰付奉差上候、

⑪高壹石九斗七升貳合

此反別壹反六畝十三步

是八鈴木三郎九郎様御代官之御時、承応三年曾我丹波守

様・松平隼人正様御勤役之御時御改之上保科彈正忠様御同

心様御屋敷地御用被為 仰付奉差上候、

⑫高八石九斗四升貳合

此反別八反壹畝十九步

是八鈴木三郎九郎様御代官之御時、寛文八申年彦坂壹岐守

様・石丸石見守様御勤役之御時御改之上御藏方御同心様拾

貳人之御屋敷地御用被為 仰付奉差上候、

⑬高五石壹斗貳升貳合

此反別四反六畝十七步

是八鈴木三郎九郎様御代官之御時、寛文八申年彦坂壹岐守

様・石丸石見守様御勤役之御時御改之上御藏御奉行様御屋

敷地御用被為 仰付奉差上候、

⑭高拾貳石八斗

此反別壹町六反步

是八先年清水谷東裏ニ而阿部備中守様御屋鋪地御用被為
仰付奉差上候、

右之分者慶安貳丑年古檢地帳面御用地相勤候諸書記在之候
御事、

⑮御用地高合六拾八石七斗六升九合

外二五拾三石余

是八元和六年前上町再住之町人屋鋪地面不足ニ差出申候、

右之通先祖吉右衛門開発之地所數口御役屋敷地御用相勤申候、尤先

祖吉右衛門義御用相勤候節者、相応ニ相暮シ麦飯ニ而も心易給候得

者御替地并地代銀等も不奉願上、其俣御用相勤申候御義御座候処、

數代相続之内段々困窮仕、別而私儀幼年之節、親共ニ相離れ何卒取

続申度程之難義仕、漸家名相続ハ仕候得共此節ニ至誠困窮身ニ逼り、

且夕之煙も渴々ニ立候様成行、乍恐

東照御神君様御吉例之御場所等迄被下置難有開発仕候処、家名難取続、乍

恐先祖之勤労空敷相成り可申候哉と何程歎歎ケ敷奉存候、就中先祖

吉右衛門御用地相勤候節、御替地之儀も不奉申上候段、全子孫之興

廢之程も無覺不存候故御用向等其俣ニ而相勤置候儀と乍恐奉存候、

且又先年差上候御用御屋鋪地之内、御不用ニ而御明屋敷ニ相成候場

所ハ先規私江御返シ被成下候場所も御座候、前書ニ奉申上候通、私

ニ至別而困窮仕候ニ付、今般奉恐入候得共、左之通御願奉申上候、

何卒御憐愍ヲ以御聞濟被成下候ハ、取続ニも相成難有奉存候御事、

一、御金千両

右御慈悲ヲ以今般御拝借被成下度御願奉申上候御金六拾分之金之積リヲ以式朱之御利足之銀壹貫四百四拾目御元銀之内江年々五百目都合壹貫九百四拾目宛納仕度奉存候、尤身元慥成者ヲ請負人ニ相立乍恐奉願上候、先祖吉右衛門儀所々御役屋敷地御用相勤候儀ニ御座候得者、右御願奉申上候通候、何卒御慈悲ヲ以御聞濟被成下御拝借被為 仰付被下置候ハ、累代之家名取続相成、私并子孫之者共ハ不及申上、乍恐先祖之者共勤勞も相頭シ広太無辺之御仁慈生々世々難有可奉存候、以上、

天明六丙午年十一月十八日

高津屋

吉右衛門

御奉行様

まず、本史料の内容を時間軸に沿って簡潔にまとめると次のようになる。

A. 大坂玉造平野口町年寄高津屋吉右衛門の七代前の吉右衛門が、慶長二十年（一六一五）の大坂夏の陣後に上町の分の町割りをおこなうよう公儀より命ぜられ、実施した。

B. その際、町場とするに余った土地や大坂の陣の陣場跡・大坂城外曲輪の堀を埋めた跡の地をたまわって開発をおこない、それは高四百石余に達した。

C. それらの開発地はのちに城代屋敷や定番・幕府役人衆の屋敷地として収公されて減少したが、残る高二百石余の相続を続け、その地を吉右衛門肝煎地と称した。

D. 土地の減少のため高津屋は困窮し、大坂夏の陣以来の経過を説明した

うえで幕府に借金千両を申し入れた。

本史料の趣旨は、高津屋が困窮にいたる経緯を述べ幕府へ借金を依頼するというものであるが、その経緯の部分において大坂の陣後の町割りやその後の幕府用地の確保に貢献した実績を主張している。本稿はその部分の内容に着目したいと思う。

二 高津屋吉右衛門家に関する史料

この高津屋吉右衛門家について、従来知られていた史料・記述は限定的であるが、まずそれを確認しておきたい。

【史料1】「玉造平野口町并吉右衛門肝煎地湯屋株前書」（株仲間名前

帳前書卷五）『大阪市史』第五

寛政四子年七月、吉右衛門肝煎地庄屋玉造平野口町年寄兼帯高津屋吉右衛門儀、先祖之者へ被下地之内、先年所々御役屋敷ニ差上置候処、近年不如意ニ付取続為助成、平野口町限り通用湯屋株壹軒（中略）都合五株奉願上候処、御免被成候、

高津屋吉右衛門が吉右衛門肝煎地庄屋と平野口町年寄を兼帯していたこと、先祖に下された土地のなから幕府関連の屋敷地を提供したこと、近年（寛政四年＝一七九二）困窮していること、が述べられている。この【史料1】は高津家伝来の史料をもとに作成されたと思われる、内容的に本史料との齟齬はみられないが、高津屋の事績については簡単な記述にとどまっている。

次に、吉右衛門肝煎地自体は古くからその存在はよく知られており、下記のような説明がなされてきたところである。

【史料2】『大阪府全志』卷之三 大正十一年（一九二二）

吉右衛門肝煎地は元和以降大坂城定番屬吏の邸宅を設けたる剰余の畑地を、高津屋吉右衛門に肝煎せしめられたるより此の称起れりといふ。

これは吉右衛門肝煎地の代表的な解説であり、これ以降、この解説が引用されることが多い（平凡社地方資料センター一九八六）。ただし、この内容は典拠が明らかでないうえに、本史料のC部分のみを述べた文章となっているため、その前提となる動きがわからない。それに対して本史料は町割りへの関与から始め、吉右衛門肝煎地の成立に至る経過が述べられているので全体像が理解できる点で重要である。

以上、高津屋に関する二点の史料・記述を確認したがいずれも断片的なものにとどまり、反面、本史料は時間軸にそって事蹟が説明され、かつ詳しい内容となっていることがわかる。そして、その内容は高津屋の歴史にとどまらず、大坂の陣後の町の復興、および玉造地域の武家地への転換という十七世紀の重要な動向に関する情報を含むことがうかがえるのである。そこで、以下ではその二つの点について詳しく検討していくことにしたい。

二 大坂の陣からの復興

ひとつめは、大坂の陣からの復興にかかわる元和年間の動きである。前述のように大坂の陣の直後、松平忠明が大坂に入ったが、その時に忠明がおこなった復興策についてよく知られているのは次の史料である。

【史料3】「大坂濫觴書一件」元禄十二年（『大阪市史』第五）

元和二辰年大坂地割付被仰付候、御外廓御取払之節、御城内八町内玉造り伏見坂町・笠屋町・東伊勢町等他所へ替地被仰付、同二月丁割出

来、始而水帳差出候様被仰付、

この史料は、元和二年（一六一六）二月に町割りが完成し水帳が初めて作成された、その際「外郭」（惣構やその内側の三ノ丸か）³が壊平されて市街地として開放された、惣構内にあった伏見坂町などに替地が与えられ町の整理がおこなわれた、という内容を述べている。

このうち、伏見坂町云々に関しては、他史料から伏見町人の大坂移住は元和五年以降のことと推定されるので、元和二年段階の話としてはありえない（内田九州男一九八二）。

ただし、町の復興については大坂夏の陣後まもなく着手されたことが次の史料からうかがえる。金地院崇伝は元和元年（一六一五）九月に山田清大夫より屋敷確保を告げられ、翌年から地子を納めた（内田一九八九）。

【史料4】

『新訂本光国師日記』元和元年九月二十日条

一、同日松首座大坂方上ル、松下総殿・山清大夫十九日之返状来、清大夫方々ハ、大坂町屋敷相渡由申来也、

『新訂本光国師日記』元和二年十二月二日条

一、同日、大阪之町屋敷年貢出候へと書付来、案左二有、本文を者吉右衛門ニ持せ、大阪松首座方へ遣ス、

御年貢米之事

合拾式匁七分者

辰ノ十二月二日

内平野町

金地院分

内平野町は豊臣期より町人地であった上町にあった町（大坂城の西側で惣構の内側）である。これらの史料から上町では元和元年より早々に復興

がはじまり、屋敷割りにいたったことが知られるのである。

一方、豊臣後期には武家地が広がっていたと推測される玉造地域では元和五年（一六一九）九月頃（松平忠明は同七月に大和郡山へ移封）に屋敷割りが実施された模様である。

【史料5】『新訂本光国師日記』元和五年九月六日条

大坂屋敷割候者、算用場之隣、覚長老屋敷申請候様ニ御肝煎頼入之由申遣ス、

ここに登場する算用場とは大坂城の南東角（玉造寄り）に位置した曲輪で、豊臣期には周囲に堀をめぐらせていた。その算用場の隣接地で屋敷割りがされたことから、これをもって内田九州男は【史料3】に記された松平忠明の施政下とされる「外郭」の撤廃とは、この元和五年、すなわち忠明移封後の普請を指す可能性が高いとした（内田一九八九）。そうなる復興のための町割り・屋敷割りは松平忠明期の元和元年（上町地区）と、直轄後の元和五年（玉造地区）の二段階に分けておこなわれたとみることでもできそうである。

では、高津屋吉右衛門がかかわった大坂の町割りとは、実際いつのことだったのだろうか。その点に触れている前掲AおよびBについて原文を確か認してみよう。

まずAであるが、町割りについて開始時期は明記されないが場所は上町だったと記す。上町の復興が元和元年（一六一五）よりはじまったことは【史料4】から明らかであるし、復興は城下町の中心部である上町からはじまったと考えるのが素直なので、Aについては元和元年（すなわち「大坂御陣平均之後」）である蓋然性が高い。なお高津屋は、本史料⑤に「是ハ元和六年上町再住之町人屋鋪地面不足ニ差出申候」とあって、元和六年

（一六二〇）段階においても上町の屋敷割りに関わっていたことが知られる。

一方、Bについても年代は明記されないが、大坂城外曲輪の堀を埋めた跡の地を受け取ったという内容に着目すると、それは【史料3】の「御外郭御取払」という動きと一連のものである可能性が高く、【史料5】との連動も想定される。ただその場合、先の内田のようにこれを元和五年実施とみることもできるかもしれないが、徳川大坂城の算用場では豊臣期算用曲輪にあった堀は埋められているので、【史料5】にある隣接地の屋敷割りに先行して算用場の堀は埋め立てが完了していた可能性がある。そうなればBは元和五年以前、すなわち忠明期に算用曲輪の堀を含む大坂城外縁部の堀（惣構や三ノ丸が含まれた可能性もある）の埋め立てがおこなわれたことを示すと理解できそうである。

このようにみえてくると、大坂の陣後の復興は政治的に忠明期と直轄後という二段階が想定されるとしても、高津屋については上町地区・玉造地区の復興に元和初年から直轄期にいたるまで継続的に参画していたことなのである。それは支配体制側としても実際に復興に携わる事業者についてはむやみな変更は望まなかったことを示すのではなからうか。

なお、【史料5】の元和五年（一六一九）といえば、徳川大坂城の第一期工事が元和五年九月十六日に幕府年寄から普請大名へ発令されていること（中村博司二〇〇九B）が想起される。この時の屋敷割りが徳川大坂城の築城と何らかの関係をもっていたのか、現段階では不明であるが、今後の課題としたい⁴⁾。

三 徳川期における武家地の拡大

本史料では高津屋が支配地のなかから定番や幕府役人衆の屋敷地として土地を譲渡したことも記されている。それを年代順に整理したのが表1である。これらは譲渡先と譲渡された時期を勘案すると、三つ程度のグループに分類できそうである。

まずは1〜4 (表1左端の通し番号。以下、同じ) である。これは寛永年中に、阿部備中守正次の屋敷地として提供されたグループである。ここはのちの大坂城代屋敷において寺山屋敷〔1・3〕、十三小路屋敷〔2〕、清水谷屋敷〔4〕と称される場所である。阿部正次は寛永三年(一六二六)に定番衆の一人として着任した人物である。宮本裕次によれば、阿部は元和五年の大坂直轄化にともない伏見城から移ってきた内藤信正の後任であることから、阿部が入った屋敷地はもともと内藤が居住していた、大坂では最初の武家地だった可能性が高いという(宮本二〇一一)。阿部の屋敷地は寛永八年あるいは九年と推測される「大坂城并町中絵図」(宮本二〇一二。個人蔵。以下、寛永図)ではすでに大坂城大手門前から南側にかけて広がっている(「阿部備中守者屋敷」)様子がわかる。この寛永図と本史料との関係をみてみると、1〜3の譲渡地は「大坂城并町中絵図」ですでに阿部屋敷として表記されるが、4の清水谷については図外となっており確認できない。この阿部正次の清水谷屋敷については拙稿で触れたことがあるが、承応三年(一六五四)までには成立していると考えられる。「大坂絵図」(篠山市教育委員会蔵。以下、承応図)には同屋敷が描かれている(大澤二〇一三)。この「大坂絵図」は正保四年(一六四七)に没した阿部正次の名を残したままであるところに問題があるが、その部分が

改訂されないままに制作されたと推測されるので、阿部の在任中に清水谷まで屋敷が拡大したものと拙稿では考えたが、4の内容はそれを補うものとなる。4ではその時期を「元年」と書いているが、1〜3の「寛永年間」とは別の書き方になっているので、清水谷屋敷の成立は寺山・十三小路の屋敷より遅れた寛永以降、正保初年に下るかもしれない。

なお、1〜3にくらべると4はさらに大坂城から遠い。宮本が推定した内藤信正からの継承地の場所は明確でないが、おそらくは大坂城にもっとも近い位置を想定すべきで、その後、その南側に位置する1〜3そして4という順に高津屋支配地を入手することで、阿部屋敷は南へ拡大していったとみるのが妥当ではなかろうか⁽⁵⁾。

次は6〜8のグループである。これは承応三年(一六五四)に、玉造口定番であった保科弾正忠正貞の与力屋敷にあてられたとある。保科は

表1 高津屋吉右衛門肝煎地より収公された土地

史料No	譲渡年	名称	譲渡地	高	面積	備考
1 ②	寛永年中 1624~44	阿部備中守正次屋敷地	上堺町南裏	7石	(記載なし)	定番・寛永3(1626).4.6~正保4(1647).11.14
2 ③	寛永年中 1624~44	阿部備中守正次屋敷地	山家屋町北裏	1斗5升4合	(記載なし)	定番・寛永3(1626).4.6~正保4(1647).11.14
3 ④	寛永年中 1624~44	阿部備中守正次屋敷地	仁右衛門町西裏	2斗3升1合	(記載なし)	定番・寛永3(1626).4.6~正保4(1647).11.14
4 ⑭	先年	阿部備中守正次屋敷地	清水谷東裏	12石8斗	1升6反	定番・寛永3(1626).4.6~正保4(1647).11.14
5 ⑩	慶安2 1649	金奉行・具足奉行同心屋敷地	(記載なし)	11石7升	1町1反1畝19歩	
6 ⑤	承応3 1654	保科弾正忠正貞与力屋敷地	玉造算用曲輪東南之下	4石9斗8升	(記載なし)	玉造口定番・慶安元(1648).6.26~万治3(1660).11.21?
7 ⑥	承応3 1654	保科弾正忠正貞与力屋敷地	森村北之堀端	2石8斗1升9合	(記載なし)	玉造口定番・慶安元(1648).6.26~万治3(1660).11.21?
8 ⑪	承応3 1654	保科弾正忠正貞与力屋敷地	(記載なし)	1石9斗7升2合	(記載なし)	玉造口定番・慶安元(1648).6.26~万治3(1660).11.21?
9 ①	寛文8 1668	御蔵方同心屋敷地	聚楽町南裏	4石9斗7升8合	(記載なし)	
10 ⑫	寛文8 1668	御蔵方同心12人屋敷地	(記載なし)	8石9斗4升2合	8反1畝19歩	
11 ⑬	寛文8 1668	御蔵奉行屋敷地	(記載なし)	5石1斗2升2合	4反6畝17歩	
12 ⑦	貞享元 1684	万年長十郎代官屋敷地	鈴木町南裏	4石6斗1升3合	4反4畝10歩	代官・延宝5(1677)~(正徳5(1715)没)
13 ⑧	元禄12 1699	破損方同心屋敷地	(記載なし)	2石9斗3升2合	2反3畝10歩	
14 ⑨	元禄12 1699	具足奉行屋敷地	(記載なし)	1石8斗5升6合	2反3畝2歩	

慶安元年（一六四八）六月二十六日に着任し、万治三年（一六六〇）までその職にあつた。保科の着任後の屋敷範囲をもっともよく示すのは明暦元年（一六五五）大坂三郷町絵図（大阪歴史博物館蔵。以下、明暦図）であるが、これは与力屋敷を増やした承応三年の後の状況となつてしまふので、その屋敷地の変遷を知ろうと思えば、現状では前述の寛永図（この段階では前任の定番稲垣撰津守重綱屋敷）および承応図との対比で考える以外に手はない。

そこで具体的な場所表記のない8をのぞいた6・7とこれらの図を比較してみると興味深いことがわかる。6の「玉造算用曲輪東南之下」付近では、寛永図・承応図によれば町人地をほとんど東西に稲垣屋敷が配置され、承応図ではその町人地を東伊勢町・北新町と記している。また7は「森村北之堀端」だが、これはその表記から猫間川西岸の定番屋敷隣接地のことと考えられる。

ところが後の明暦図になるとこの部分は玉造定番下屋敷へと変わつていくことがわかる。実をいうと、6・8の動きのあつた承応三年（一六五四）とは、保科の与力同心の人数増加にともない、隣接する町家を下博労地区へ移転させ、跡地を屋敷地として吸収した年であつた。おそらくは東伊勢町等と同時に近接する高津屋支配地も吸収し、定番の屋敷地を拡大させたのであろう。この承応三年の措置によつて玉造で東西に分かれていた定番屋敷がひとつの大きな塊となつて大坂城をその東から南にかけて大きく覆ふことになつたのであり、定番機能の充実を図り、大坂城の防衛をより強固なものにする動きの一環だつたことがわかる。

残る5、9・14はいわゆる大坂代官と六役に含まれる大坂役人衆関連の屋敷地である。ここで特徴的なのは、9・11の三カ所が蔵奉行関連でかつ

讓渡年が寛文八年（一六六八）に集中していることと、13・14は破損奉行・具足奉行と讓渡先が別々でありながら二カ所の讓渡年が元禄十二年（一六九九）に重なつていふことである。これらの年に集中している理由は未詳であるが、奉行や同心の屋敷地として提供されているので、ここでは組織改編などがその背景にあつたと推測しておく。

なお、これら大坂役人衆の屋敷地の所在地であるが、明示されているのは9が聚楽町南裏、12が鈴木町南裏という二カ所のみである。大坂役人衆の屋敷地自体はすでに寛永図においてもみられ、それらは大坂城と大手通・谷町筋・町奉行屋敷地に囲まれた位置と、上町筋・上堺町・谷町筋・農人橋通に囲まれた位置に集中しているが、その後の明暦図をみると、後者の範囲はさらに南方へ拡大していつている様子がわかる。9・12はまさにそこに含まれており、それ以外の屋敷地についてもこの地域に置かれた可能性は少なくないだろう。

高津屋は上堺町以南にも広く土地を支配していたのであり、それらから大坂役人衆の屋敷地が提供されたのであつた。肝煎地として幕末まで残つた場所は現在の天王寺北端に広がつていたことは『大阪市史』附図の第五図（天保十四年）から知られる。この段階でも肝煎地はけつして狭くないが、それに当初肝煎地だつた役人衆の屋敷地をあわせると高津屋が当初復興にかかわつた土地は相当な広がりをもつていたと推測されるのである。

おわりに

以上、高津屋史料を紹介し、そこから高津屋吉右衛門が大坂の陣後の大坂の復興にたずさわつて上町の町割りをおこなつたこと、堀跡を埋める開

発事業で誕生した土地を支配し、そのなかから幕府用地を提供したことに
ついて述べてきた。また当初の復興は元和初年から少なくとも六年までは
続き、その後寛永年間からは高津屋の支配地が幕府用地として譲渡され、
それは十七世紀いっばい継続したのであった。高津屋が支配していた土地
は広さ・分布とも相当な規模に達しており、高津屋が大坂の陣後の復興に
果たした役割は看過できないものがある。なお高津屋の立場であるが、繰
り返しになるが、先祖吉右衛門が上町分の町割りを命ぜられ、土地開発も
担ったとされること、父までは惣年寄を務めていたがのちに退き二十八町
の町年寄を務めたことが本史料で述べられているので、高津屋は町方支配
にたずさわる元締衆の一人ではなかったかと推測されよう⁶⁾。

本史料が今後さまざまなかたちで活用されることを希望する次第である。

【註】

- (1) 主要な先行研究は、内田九州男一九八二、中村博司二〇〇九A。このうち内
田は、忠明時代の事蹟のひとつとされていた伏見町人の大坂移住は元和五年
(一六一九)の、彼が大坂を去った後のことと指摘している。
- (2) 天和三年(一六八三)頃の「撰津国御料私領村高帳」(大阪府立中之島図書
館蔵)に載せられた「吉右衛門肝煎」は高三三八石余と記される。
- (3) 拙稿において、惣構を外周のライン、三ノ丸をその惣構と二ノ丸の間のエリ
アと理解した。本稿もそれに従う(大澤二〇一五)。なおその場合、三ノ丸
内では慶長三年(一五九八)に武家地の囲い込みがおこなわれているので、
それにもなう何らかの「外郭」が設置されていた可能性はある。
- (4) 第一期徳川大坂城の普請は二ノ丸の北部とされ、算用場のある位置とは正反
対である点に留意する必要があると思われる。
- (5) 宮本裕次は、阿部屋敷について寛永十五年(一六三八)以降に拡大した可能
性を指摘している(同二〇一二)。

- (6) 元締衆とは「大坂三郷町中御取立承伝記」(『大阪市史』第五)に「長崎・京
都・江戸・大坂・堺五ヶ所二而、身体手厚町人御改之上、糸割符人数御定被
成候、大坂表右人数之内由緒之家柄衆御撰出シ被成、町方支配被仰付、元メ
衆と唱、御年貢地子銀取集メ未進等ハ取替、下総守様へ上納被致候、町々年
寄も元メ被極候由」といわれる富豪衆だった。

【参考文献】

- 内田九州男 一九八二 「大坂三郷の成立」『大阪の歴史』七号
- 内田九州男 一九八九 「近世初頭大坂三郷の地子について」『大阪の歴史』二十
七号
- 大阪市参事会 一九一一 『大阪市史』第五
- 中村博司 二〇〇九A 「松平忠明の大坂城「三ノ丸壊平・市街地開放」をめぐっ
て」『日本歴史』七三九号
- 中村博司 二〇〇九B 「大阪城再築の経過と普請参加大名の編成」『大坂城再築
と東六甲の石切丁場』大阪歴史学会
- 平凡社地方資料センター 一九八六 『日本歴史地名大系28大阪府の地名I』平凡
社
- 宮本裕次 二〇一二 「江戸時代大坂城周辺の武家地について」『大阪城天守閣紀
要』39号
- 大澤研一 二〇一三 「絵図にみる17世紀大坂城下町の武家地の動向―篠山藩青山
家伝来の絵図の検討から―」『特別展 天下の城下町 大坂と江戸』大阪歴史博
物館
- 大澤研一 二〇一五 「文献史料からみた豊臣大坂城の空間構造」大阪府立大学豊
臣期大坂研究会編『秀吉と大坂 城と城下町』和泉書院
- 【付記】最後となりましたが、史料の使用をご許可いただいた飯嶋信治氏および
仲介の労をとっていただいた奈良拓弥氏に厚く御礼申しあげます。

오사카 전투 이후의 부흥과 타마쓰쿠리(玉造) 지구의 무사소유지 전환 과정에 대해서 -코쓰야(高津屋) 사료 소개를 겸하여-

오사와 겐이치

1615년의 오사카 전투는 근세 오사카 마을의 성립 과정에서 큰 화기의 하나가 된다. 그러나 현재까지는 그 부흥 과정의 대해서는 자세한 상황이 알려지지 않았다. 코쓰야(高津屋)사료는 1786년의 것이지만 코쓰야(高津屋)가 1620년까지 우에마치(上町)에서 도시건설을 담당했다는 것이나 매립된 오사카성(大阪城) 주위의 해자를 개발했다는 사실이 쓰여져 있는 데다 부흥후 이용되지 않았던 토지를 계속 지배하고 그 중에서 오사카에 살던 막부(幕府) 관리들의 주택으로 이용되게 된 토지 이름이 쓰여져 있다. 코쓰야(高津屋) 처럼 상인들이 오사카 마을 부흥에 관여했다는 예는 아직까지 알려지지 않고 이 사료는 매우 귀한 것으로 평가할 수 있다. 이 논문에서는 이 사료 원문을 모두 소개하고 그 역사적인 의의를 밝히려고 한 것이다.